

第1 審査会の結論

広島県知事(以下「実施機関」という。)が、本件異議申立ての対象となった行政文書において、自動車登録番号を不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成15年8月25日、広島県情報公開条例(平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。)第6条の規定により、実施機関に対し、「広島県庁内職員駐車場(外来駐車場を含む)を利用する場合に勤務部署へ届出した書類(対象範囲は、平成15年6月4日以降、開示請求日まで)」の開示を請求(以下「本件請求」という。)した。

2 請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、「職員駐車場利用承認申請書(平成15年6月4日から開示請求日まで)」(以下「本件対象文書」という。)を特定の上、平成15年9月16日、条例第10条第2号(個人情報。以下「第2号」という。)に該当する情報が記載されていることを理由に、行政文書部分開示決定(以下「本件処分」という。)を行い、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成15年9月22日、本件処分を不服として、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分のうち、自動車登録番号を不開示とした部分を取り消し、これを開示するとの決定を求めるといふものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

本件処分では、氏名等は特定の個人が識別され得る情報であるため、広島県の裁量により、開示しないと一方的に理由付けている。

広島県は、外来駐車場の駐車利用者が、広島県職員や元職員などである事実(目的外利用)を秘匿するために、自らに都合の悪い記録は存在しないこととしたり、自動車の登録番号は個人情報だとして、徹底的に開示を拒否している。

本件請求の目的は、外来者駐車場を含めての職員の自家用車利用届を確認することにある。したがって、自動車の登録番号を確認することが必要なものであって、理由説明書にあれこれ記述している氏名などの個人情報の開示は全く必要ない。

広島県は、理由説明書において、自動車登録番号を開示しない理由をなぜ明確に説明しないのか。広島県職員が外来駐車場を目的外利用している実態を隠匿するために、自動車登録番号を開示しないという横暴を許すのであれば、情報公開条例の趣旨を著しく逸脱するものである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書で説明している自動車登録番号を不開示とした理由は、おおむね次のとおりである。

本件対象文書には、申請者の所属、氏名、住所、病名等職員の事情、バス会社名及び公共交通機関の出発時刻などが記載されている部分がある。また、本件対象文書の中には、身体障害者手帳、病名診断書、申請書の通勤経路を記した地図及びバス等公共交通機関の時刻表が添付されているものも含まれている。

これらは、いずれも個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別される可能性があるものであり、第2号に該当するため、不開示とした。

不開示部分については、一個人としての情報であり、公務員としての職務遂行にかかわるものではないため、第2号ただし書八に規定する「当該個人が公務員である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」には該当せず、不開示とした。

第5 審査会の判断

1 本件対象文書について

本件対象文書は、実施機関が自家用車で通勤する職員のために広島県庁構内に設置した駐車場(以下「職員駐車場」という。)を利用するために、職員及び実施機関の各室が、総務企画部総務室長に提出した「職員駐車場利用承認申請書」である。

本件対象文書には、所属(電話番号)、職名、氏名、住所(電話番号)、自動車使用による県庁までの距離、自動車使用による通勤所要時間、使用する自動車の種類、自動車登録番号、自動車によらない場合の通勤方法、希望承認期間、現在承認を受けている期間及び承認番号、自動車通勤を必要とする特殊事情及び所属

長意見が記載されている。

実施機関は、本件処分において、これらの記載事項のうち、所属（電話番号）、職名、氏名、住所（電話番号）、使用する自動車の種類、自動車登録番号、現在承認を受けている承認番号、所属長の職氏名及びその他の記載箇所の一部（以下「本件不開示部分」という。）を、第2号に該当するとして不開示とした。また、当該職員が身体に障害があることや住所地の交通の便が悪いことなど、特に自家用車を利用する必要がある事情等については、個人に関する情報ではあるが、特定の個人が識別され得る情報を不開示としたため、条例第11条第2項の規定により、開示している。これに対して、異議申立人は、本件不開示部分のうち、自動車登録番号の開示を求めている。

なお、職員駐車場の利用については、「広島県庁職員駐車場管理規程」（以下「管理規程」という。）により必要な事項が定められており、管理規程第3条の規定により、次のいずれかに該当する者が、職員駐車場を利用できるとされている。

- (1) 職務上の必要がある者
- (2) 身体障害者
- (3) 著しく交通事情が悪い者
- (4) その他これらに準ずる特殊事情がある者

2 自動車登録番号を不開示としたことの妥当性について

本件異議申立ては、本件不開示部分のうち、自動車登録番号の開示を求めるものであり、その他の部分に関しては、不開示としたことについて争いが無い。このため、以下、自動車登録番号を不開示としたことの妥当性のみについて検討する。

(1) 第2号本文該当性について

実施機関は、自動車登録番号を含む本件不開示部分について、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であるため、第2号に該当すると説明している。

第2号本文では、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示とすべき情報として規定している。

職員駐車場の利用承認を受けた職員は、通勤などで県庁の敷地内の職員駐車場に自家用車を駐車している。自動車登録番号を開示すれば、職員の自家用車が

特定されることになるが、通勤者はほぼ決まった時間帯に継続反復して職員駐車場を利用するのであるから、現地で確認すれば、当該自家用車の使用者が誰であるかは容易に特定できることになる。

また、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条に規定する普通自動車（小型自動車を含む。）については、同法第22条の規定により、何人も、国土交通大臣に対して、登録事項等証明書の交付を請求することができるため、自動車登録番号が判明すれば、この請求を行うことにより、所有者及び使用者の氏名及び住所が明らかになる。

したがって、自動車登録番号は特定の個人が識別され得る情報であり、第2号本文に該当すると認められる。

なお、実施機関は、特定の個人が識別され得る情報を不開示とした上で、身体に障害があることなどの個人に関する情報について開示している。このため、自動車登録番号を開示すれば、本件対象文書に記載されたそのような開示情報が誰の情報であるかが明らかとなるので、自動車登録番号を開示することは妥当ではない。

（2）第2号ただし書該当性について

第2号では、同号本文に該当する個人情報であっても、同号ただし書イ、ロ又はハに該当すれば、例外的に開示すべきとされているので、これらに該当するかどうかを検討する。

ア まず、第2号ただし書イでは、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」は開示することとされているが、実施機関が、職員駐車場の利用承認を受けた職員の自家用車の自動車登録番号を公にし、又は公にすることを予定しているという事実は認められない。

確かに、職員駐車場に駐車している自動車には自動車登録番号が付されており、現地において、駐車中の自動車の自動車登録番号を知ることができる。その中には、本件対象文書に記載された自動車登録番号が含まれることも考えられるが、駐車中の自動車の自動車登録番号と本件対象文書に記載された自動車登録番号のすべてが一致するとは限らないため、後者の自動車登録番号が一般に何人も知り得る情報であるとは認められない。

したがって、自動車登録番号は、第2号ただし書イに該当するとは認められない。

また、（1）で述べたように、身体に障害があることなどの自動車通勤を必要とする事情など、既に開示した個人に関する情報が、自動車登録番号が開示されることにより、特定の個人が識別され得る個人情報となる。そうする

と、公にされるべきでない、又は公にされる予定のない個人情報、結果的に公にされることになる。

イ 次に、第2号ただし書口では、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」は開示することとされているが、本件対象文書に記載された自動車登録番号が、このような情報に該当するとは考えられない。

したがって、自動車登録番号は、第2号ただし書口に該当するとは認められない。

ウ 最後に、第2号ただし書八では、「当該個人が公務員等... である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」は開示することとされている。実施機関は、「非開示部分については、一個人としての情報であり、公務員としての業務にかかわるものではないため」第2号ただし書八に該当しないと主張している。

本件対象文書に記載された自動車登録番号は、職員が通勤等で利用している自家用車に係る情報であるが、第2号ただし書八にいう「当該公務員等の...当該職務遂行の内容」とは、公務員等が分掌する職務を遂行する場合における情報のことをいい、分掌事務と直接関連のない通勤に関する情報は、これに該当しないことは明らかである。

したがって、自動車登録番号は、第2号ただし書八に該当するとは認められない。

また、(1)で述べたように、自動車登録番号を開示すれば、特定の個人が識別され得ることになることから、身体に障害があることなど、既に開示している個人に関する情報が識別性をもち、職務遂行の内容とはまったく関係のない個人情報が公にされることになる。

エ このように自動車登録番号は、第2号本文に該当し、かつ、第2号ただし書各号のいずれにも該当しないと判断する。

3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
15 . 10 . 20	・ 諮問を受けた。
15 . 11 . 5	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
15 . 12 . 22	・ 実施機関から理由説明書を收受した。
16 . 1 . 9	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
16 . 2 . 23	・ 異議申立人から意見書を收受した。
16 . 2 . 27	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
18 . 1 . 27 (平成17年度第6回第1部会)	・ 諮問の審議を行った。
18 . 2 . 27 (平成17年度第7回第1部会)	・ 諮問の審議を行った。
18 . 3 . 22 (平成17年度第8回第1部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

今 井 光	弁護士
神 谷 遊	広島大学大学院法務研究科教授
真 田 文 人	弁護士
西 村 裕 三 (部 会 長)	広島大学大学院社会科学研究科教授